

○福島町議会議員の不当要求行為等を防止する条例

平成20年6月11日

条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、福島町議会議員(以下「議員」という。)の政治倫理に関する基本となる事項を定めることにより、議員が政治倫理の高揚に努め、町民に信頼される議会づくりを進め、もって町政の健全な発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、二元代表制の一翼を担う町民全体の奉仕者として、自らの役割と責任を深く自覚し、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、その疑惑を解明し、責任を明らかにするよう努めなければならない。

(政治倫理基準の遵守)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1) 二元代表制の一翼を担う町民全体の奉仕者として、法令を遵守し、議会及び議員の品位及び名誉を損なう行為を慎み、不正の疑惑を持たれるおそれのある金品の授受その他の行為をしないこと。

(2) 福島町職員の職務執行を妨げるような不正な働き掛けをしないこと。

(3) 福島町が資本金、助成金、補助金その他これらに準じるものを出資している法人等若しくは福島町が行う許可又は請負その他の契約等に関し、特定の者のために有利な取扱い又は不利な取扱いをするよう働き掛けをしないこと。

(4) 福島町の職員の採用、昇任等の人事に関し、不正な働き掛けをしないこと。

(調査及び審査)

第4条 議長は、議員の政治倫理基準の遵守に関する事項について、調査及び審査する必要があると認めるときは、これを議会運営委員会に

諮る。

(報告の要求)

第5条 議長は、この条例の趣旨に基づき、必要があると認めるときは、町長に対し「町政への働きかけの取り扱いに関する要綱」に規定する記録票等の提出を求めることができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、平成20年7月1日から施行する。